

**主題：一時保護所への独立アドボケイト訪問の意義と課題**

**一副題：児童相談所職員を対象としたインタビュー調査から**

○ 大分大学 氏名 栄留里美 (会員番号 7686)

キーワード3つ：児童相談所・子どもの意見表明権・アドボケイト

**1. 研究目的**

児童福祉法改正によって、2024年度から意見表明等支援事業（通称 アドボケイト）導入の努力義務が課されることとなった。子どもが児童相談所等と相反する意向を持っている場合、原則児童相談所職員とは別の独立第三者による意見表明の支援を受けられる。児童養護施設や障害児施設の先行研究（栄留ら 2022）では、子どもにとって話す場の増加や子どもが話すようになった等の子どものために肯定的な反応が多かったが、職員の負担感や組織での対応の必要性が語られている。国連子どもの権利条約に規定された子どもの意見表明権の実現を促進するための仕組みである一方で、子どもの声を受け止める側に何が起きるのか予測を立て体制をあらかじめ考えておく必要がある。このような観点から、本研究では児童相談所でも児童養護施設等と同様の方法で実施した場合、同様の反応となるのか児童相談所ならではの独自性について明らかにし、今後のシステム構築の基礎資料とすることが目的である。

**2. 研究の視点および方法**

2021年6月からA自治体の一時保護所に週に1回6名程度のアドボケイトが訪問し各年齢ごとのユニットに訪問した。活動内容は子どもへの権利啓発や子どもの声を傾聴する活動である。子どもが職員等に伝えたい場合は意見表明の支援を行った。相談概要は今後の措置、保護者や友人との通信、生活のルール等多岐にわたる。アドボケイトは子どもアドボカシーに特化した一般社団法人である。子どもアドボカシーの6原則（子ども主導・エンパワメント・守秘義務・独立性・子ども参加・機会の平等）（厚生労働省 2021）を行動の基準としてアドボケイト養成講座を修了した者が派遣されている。2022年3月、A自治体B児童相談所内の個室にて、児童相談所職員7名に個別のインタビュー調査を行った。対象職員はアドボケイト経由で子どもの意見表明に関わったことのある職員である。年齢と役職が偏らず肯定的意見だけではなく多様な意見が聞ける方に話してもらえるよう児童相談所側に調査依頼を行った。その結果、児童相談所所長・一時保護所課長・児童福祉司アドボケイト担当・児童福祉司2名・児童心理司・一時保護職員にインタビューを行った。本研究では、逐語記録を分析対象とした。分析方法は定性的（質的）コーディング（佐藤 2008）である。「」は語り、【】はカテゴリー、{}はコアカテゴリーとして記載する。

**3. 倫理的配慮**

児童相談所所長及び協力者に対して調査目的や秘密保持について口頭と文書で説明し、同意書を交わした。本研究は大分大学福祉健康科学部研究倫理マネジメント委員会の承認（承認番号 F210019）を得ている。本発表に関連して、開示すべき COI はない。

**4. 研究結果**

第1に{子どもへの影響}である。【子どもの意見表明の場の増加】があり【子どもが話すようになったこと】、その結果【子どもの気持ちが良い方向に変化】し【導入によってルール等が改善】した。子どもの願いが叶わなくても【プロセスの共有が子どもにとって意義有】だったという。他方で【子どもの意向を叶えられないことがあること】があることや【職員に内緒で面談しにくいという一時保護の特性】があるために子どもにとって話しづらさがあることが懸念された。

第2に{職員への影響}である。【いろいろな人の手を借りられる】【子どもと職員の間をとり持つ役割】になり【アドボケイトの役割理解促進】につながった。児童福祉司の説明が子どもに伝わっていなかったことや短期入所のため聴取すべきことが多数あり、「子どもにとって大事なこと」を聴けてなかったことを省みる【自分の仕事を振り返る契機】になっていた。他方、アドボケイトは子どもの伝えて欲しいことのみを伝えるため【情報共有しないことによる難しさ】や【子どもの特性への対応が必要】だという。

第3に{組織・システムへの影響}である。【一時保護所は閉鎖的なので第三者訪問で改善促進の契機】になり、【児童福祉司・心理司と一時保護所をつなぐ存在に】なった。【アドボケイトとの対話で相互理解】し【児童相談所のアドボケイト担当職員が仲介したことで円滑に】なった。他方、対話の場に参加していなかった職員は【アドボケイトとの対話希望】していた。またこの活動の意義を理解するためには【職員の権利意識の醸成が必要】【管理職が組織として取り組む必要】性が語られた。

## 5. 考察

施設訪問アドボカシーによる職員評価（栄留ら 2022）と比較検討すると、肯定的・否定的内容とともに類似していた。今回の調査では、一時保護所は閉鎖性が高いことからこそ第三者訪問の意義が有ることや、一時保護所で子どもの声が聴かれたことによって子どもにとっては【退所後も一時保護所に助けを求めようと思ってくれる可能性】が語られた。「子どもの声」で動くため【児童福祉司・心理司と一時保護所をつなぐ存在】として肯定的に受け止められていた。このような肯定的な受け止めの背景には児童相談所のS Vがアドボケイト担当者を担っており、子ども側・職員側の双方の気持ちを受け止め、それぞれの特性にあった対応を助言していた。さらに月1回アドボケイト団体と一部職員での話し合いにより役割理解の促進になっていた。このような児童相談所側の体制の重要性が示唆された。

文献  
栄留里美，鳥海 直美，堀正嗣，吉池毅志（2022）『施設訪問アドボカシーの理論と実践—児童養護施設・障害児施設・障害者施設におけるアクションリサーチ』 明石書店。  
厚生労働省（2021）「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000785665.pdf>, 2022. 01. 20)

佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社。

付記：本研究はJSPS 科研費研究課題番号 20K13725 の成果である。